

都市環境衛生に関する当面の産業政策実施方法

建設部の『都市環境衛生に関する当面の産業政策実施方法』配布に関する通知

建城 [1991] 637 号

各省・自治区・直轄市建設委員会（建設庁）、北京市市政管理委員会、天津市市容衛生管理委員会、計画単列都市建設委員会 宛

都市環境衛生は、中国の当面及び今後の一時期においてインフラ建設の分野で重点的にサポートしなければならない産業の一つである。この政策を確実に実施するため、『国務院の当面の産業政策の要点に関する決定』および国家計画委員会の『「国務院の当面の産業政策の要点に関する決定」の実施方法制定に関する通知』の要件に照らし、『都市環境衛生に関する当面の産業政策実施方法』を制定した。制定の過程で、地方の環境保全部門、関連する専門家、国務院の関連部門に意見を求め、改正を行った。ここに貴部署に配布する。遵守し執行することを希望する。執行中問題があれば、即刻当部の都市建設司に連絡されたい。

1991年9月25日

都市環境衛生に関する当面の産業政策の実施方法

都市環境衛生業務とは都市のゴミ、尿尿等の都市生活における廃棄物を有効に処理することであり、都市住民が清潔で美しい生活環境及び労働環境を作り出すために行うゴミ、尿尿の収集、運送、処理、综合利用、社会管理等の業務の総称である。環境衛生業務に必要なインフラ施設には、主に環境衛生公共施設、処理施設、作業施設、専用車両、専用設備がある。建国以来、とりわけ改革開放以来、中国の環境衛生業務は急速な発展をみせた。1990年国が環境衛生に費やした経費は11億余元で、1979年に比べ3倍以上増えた。専用車両は25,638両で、1979年の3.9倍となった。都市のゴミ運搬量は6,768万8千トンで、1979年の1.7倍、尿尿運搬量は2,384万7千トンで1979年の0.16倍である。環境衛生施設面での様相も改善が見られ、作業の機械化水準も絶えず向上している。科学研究、教育も既に良いスタートを切った。全国の環境衛生産業の従事者数は、1990年が42万5,500人で、1979年の1.80倍である。環境衛生は都市の「二つの文明」建設に大きな貢献をしている。ただし、環境衛生のスタートが遅く、基礎も劣り、借金が多く、長い間人々の十分な注目を集めることができず、依然多くの問題を抱えている。資金がいささか増加したとはいえ、主に維持と日常業務に用いられ、インフラ建設や改造更新資金の手詰まりが日増しに大きくなり、環境衛生施設、設備の不足は甚だしく、一部のゴミは適時処理されず、ゴミ・尿尿無害化処理率は3%に満たない。現在の都市生活廃棄物は都市汚染からいうと社会公害となっており、都市の生活環境と投資環境に一定の影響を与えている。

『中国共産党中央委員会の改革を更に整頓し深化させることに関する決定』、『国務院の当面の産業政策の要点に関する決定』（以下『決定』と略称する）及び国務院弁公庁の国弁発（1986）57号文書の精神に照らし、環境衛生業務は国がサポートし、発展させる産業である。この政策の実施を保証するため、ここに『決定』及び国家計画委員会の『「国務院の当面の産業の政策の要点に関する決定」の実施方法制定に関する通知』に基づき、本実施方法を制定する。

1. 基本原則

持続的、安定的、協調的に国民経済を発展させるという指導思想及び、経済環境を整備し、経済秩序を整え、改革を全面的に深化させる方針を貫き、国の産業政策をガイドラインとし、環境衛生事業に対する管理を強化する。「全体計画、合理的配置、大衆に依拠し、都市を清潔にし、害を利に変え、国民を幸福にする」環境衛生業務方針を守って、都市のゴミ、尿尿汚染の処理を中心に、環境衛生インフラ施設の建

設を強化し、環境衛生が立ち遅れている状況の改善に努め、環境衛生事業の発展を速める。

(一) 協調発展の原則

環境衛生事業は、都市建設の重要な構成部分であり、都市の「二つの文明」建設の窓口である。このため、都市の国民経済と社会の発展計画に組み入れなければならない、都市建設と協調して発展し、発展しつづける都市と対外開放の必要を満足させねばならない。

(二) 重点的に育成し、優先的に発展させる原則

環境衛生はスタートが遅く、基礎が劣っており、借金が多いばかりか、それが創出する価値は主に環境効益及び社会効益という形で示され、同時に都市の各分野の経済効益の中に溶け込んでしまう。環境衛生事業に単純再生産及び拡大再生産の条件を持たせるなら、それに対し明確な育成政策を取り、優先的に発展させねばならない。

(三) 財政支出とサービス料金徴集を結合させる原則

環境衛生事業は社会公益性の高い産業である。環境衛生施設の建設と経営管理に必要な経費は財政支出とサービス料金徴集を結合した方法を取る。ゴミ、尿尿無害化処理施設、新型環境衛生機械、機具、重要な環境衛生科学研究プロジェクトの導入開発等は財政の特別予算を取る。企業事業単位が、ゴミ、尿尿の運搬と処理及び清掃等のサービスを担うために、サービス料金の徴収を行う。

(四) 短期、長期を一緒にし、短期を重点とする原則

「第 8 次五ヶ年計画」期間、多くの優待保障政策および育成保障政策を行い、環境衛生施設の借金を増やし、機械化作業率を低く、管理水準を低くした等の問題は基本的に改善された。2000 年までに、社会主義の計画的商品経済に合った経営管理機構を徐々に設立し、環境衛生施設を基本的に完全なものにし、科学技術レベル、管理レベルを明らかに向上させる。

(五) 土地柄に合わせ、三つの効益を統一させる原則

各地は実際の状況より発して、土地柄に合わせ環境衛生施設の建設を改善し完全なものにして行き、中国の国情に合ったゴミ処理及び综合利用の道を歩んで行く。積極的で慎重に、徐々に高めてゆく方針を取り、社会、環境効益を先頭に据え、同時に施設の投資効益にも注意しなければならない。

一、環境衛生の整備目標と順序

(一) 整備目標

環境衛生業務はゴミ・尿尿処理、汚染防止に関連し都市の環境衛生水準を向上させることを中心任務とし、環境衛生施設建設を強化し、機械化プロセス及び科学管理水準を向上させねばならない。「第 8 次五ヶ年計画」までには、運搬作業の機械化、半機械化レベル 80%、道路清掃機械化レベル 20%、ゴミ・尿尿無害化処理率 20%を達成できないであろう。2000 年までに、運搬作業の機械化、半機械化レベルは 90%、道路清掃機械化レベルは 40%、ゴミ・尿尿無害化処理率は 60%を達成し、かつ環境衛生施設の様相にもかなり大きな改善が見られるであろう。

(二) 整備順序

1. 経営管理：都市が分別収集、密閉輸送、中継輸送、各方式でのゴミ・尿尿処理と資源回収、综合利用技術の研究と機械設備の開発利用を行うのを重点的にサポートする。病院ゴミの焼却処理および道路清掃の機械化を行うのをサポートする。都市の下水管網と汚水処理率が高まるにつれて、尿尿は徐々に下水道に排出され、都市の汚水処理システムは統一される。
2. インフラ建設：都市の公衆トイレの建設と改造を重点的にサポートする。優先的に水洗式公衆トイレを整備する。ゴミ・尿尿収集、輸送、処理過程に必要な収集ステーション、中継ステーション（埠頭）、処理場、保守車両、船舶が必要とする駐車場、修理工場等の生産と生活施設の建設を重点的にサポートする。全体を協調的に整備する。
3. 技術改造：環境衛生専用車両、船舶、駐車場、ゴミ処理場等の設備、施設の技術改造を重点的にサ

ポートし、業界内で新技術、新装備、新材料、新処理法、近代的管理手段を採用するのを支持し、設備、施設、管理レベルを絶えず高めていく。

都市環境衛生事業の整備順序の詳細目録は付属文書を参照のこと。

二．保障政策

- (一) 環境衛生法規の整備を完全なものにし、法規整備のスピードを速める。健全な法律・法規、部門の規則を確立し、法律・法規で社会及び職業的行為を規範し、法に依拠した管理の実現に努力する。
- (二) 資金傾斜政策を実行する。環境衛生事業の発展を加速するため、国と地方は一定の比率で優先的に環境衛生施設の建設、設備の更新、技術改造資金を手配し、環境衛生事業の日常経費を保証し、技術改造及び発展の能力を常に強化していく。
- (三) 技術の進歩に依存する政策。環境衛生事業の科学管理と技術進歩を強化する。環境衛生科学研究はゴミ・尿尿の無害化処理を中心とし、環境衛生の新製品、新技術の開発と利用を奨励し、生活廃棄物処理科学技術プロジェクト及び緊急に解決しなければならない科学技術プロジェクトを、国と地方の科学技術発展計画に組み入れ、必要な科学技術経費を保証する。国の関連部門は中国の国情に合った環境衛生技術の導入をサポートし、環境衛生技術改造の歩みを速める。
- (四) 特殊な福利待遇、サービス料徴集政策を実行する。
 1. 特殊な業種の賃金、手当、資金、医療費、労働保護等の政策を制定・実行し、環境衛生に携わる労働者の福利待遇を高め、労働条件を改善し、労働者を安定させる。
 2. 環境衛生経営に有償代行、有償サービス、有償使用を取り入れる。都市住民のゴミ・尿尿の排出について、「汚染した人が処理し、排出した人が負担する」基本政策に照らし、徐々に費用徴収制度を確立する。費用徴収項目の確立と基準の制定は国の関連規定に照らし認可する。徴集した費用は予算資金に納入し管理する。

三．実施措置

各地は本方法が提起した環境衛生の整備順序及び保障政策に基づいて、本方法を実施する具体的方式と措置を定め、実施計画を作成し、各業務に真剣に取り組まねばならない。

- (一) 体制を合理化し、管理を強化し、環境衛生行政主管部門の管理機能を発揮させる。環境衛生管理職能は建設窓口に統一し、地方の環境衛生管理機構の設置と管理任務は互いに適応していなければならない。環境衛生は統一指導、級別管理、社会監督を実行し、専門化した生産原則に照らし環境衛生作業を組織する。

特大都市、大都市は統一指導を支持することを前提に、級別管理を実行する。但し一定の人、財、物の制約調整権限をそれなりに保留し、マクロ管理を強化する。中・小都市は相対集中管理を主とする。
- (二) 都市の人民政府は都市の全体計画を作成修正するとき、環境衛生専門の計画を制定し・完備しなければならない。かつ社会経済発展計画に組み込まなければならない。都市建設で、ゴミ・尿尿処理場（工場）、中継ステーション、埠頭、公衆トイレ、駐車場、環境衛生支援拠点、作業場所を統一的に計画・配置する。各地は旧城内での工業区、小住宅区、経済開発区を改造・新設、都市のその他の大型公共施設を建設するとき、『都市環境衛生設備設置基準』に照らし、環境衛生施設を十分に配置し、必要な建設資金を工事予算に組み込み、建設企業が責任を負う。

環境保護専門計画を的確に実施するため、年毎の実施計画を作成し、国と地方の国民経済と社会発展計画に組み込み、物資と資金の総合バランスをうまく取り、逐次の投資建設を保障する。環境衛生施設は主体施設と同時計画、同時設計、同時建設使用することを守らねばならない。
- (三) 環境衛生に関する法律・法規、技術標準を制定し、環境衛生管理を法に則る管理の軌道に乗せる。国はできるだけ早く『都市の景観及び環境衛生管理条例』を公布し、地方は環境衛生管理、都市生活

廃棄物処理、総合利用等の方面の法律、法規、規則、実施細則をしっかりと制定し、各級の環境衛生管理業務に依拠すべき法律を与える。更に相応する環境衛生監察チームを設立し、各種環境衛生規範、規則、技術標準を制定し、環境衛生管理の規範化、標準化、科学化を推し進める。

- (四) 許可証制度を実行する。環境衛生の行政主管部門は企業及び個人がゴミ・尿尿収集、運搬、処理、処置等を経営することに対し、物資審査を行い、許可証制度を実行する。宣伝教育を行うことを前提に、行政、経済、法律手段を運用しゴミの分別収集を推進、ゴミ回収と総合利用を奨励し、支持する。
- (五) 環境衛生についての宣伝教育を強化し、社会全体の環境衛生に対する意識を向上させる。新聞社、ラジオ、テレビ等のメディアや文教衛生部門は環境衛生知識の普及を宣伝、教育計画に組み入れ、日常的な任務として実施する。教育部門は大・中・小学のそれぞれのレベルで異なる内容の環境衛生教育課程或いは講座を開かねばならない。

関連する大学・大学院は都市環境衛生に関する専門学科を開設しなければならず、条件の整った大都市は必要に応じて環境衛生管理、技術の人材を養成する専門学校を設立しなければならない。

- (六) 経済請負責任制と目標管理を推し進める。環境衛生事業の技術的経済的特徴に基づき、産業の発展順序に照らし、環境衛生の専門化生産を行い、規模経営を進展させ、生産性事業単位は企業化管理を行い、各労働定額と物資消耗定額を定め、経済請負を普及させ、経済審査制度を制定し、事業経営管理を強化し、内部活動を増強させ、社会効益、環境効益、経済効益を向上させる。
- (七) 各レベルでのゴミ・尿尿の無害化処理技術を進展させ、ゴミ・尿尿の無害化レベルを高める。「第8次五ヶ年計画」期間に、特大都市、大都市は無害化処理目標に基づいて一定量のゴミ・尿尿の無害化処理場を建設し、「第9次5ヶ年計画」期間に無害化処理はかなり大きく発展し、無害化処理の規定目標を達成しなければならない。

総合技術利用を進展させ、有機肥料の使用を普及させる。生活廃棄物は一種の潜在資源である。資源回収総合利用技術研究と開発業務にまじめに取り組まなければならない。農業部門は無害化処理された有機肥料を積極的に使用し、土壌を保護し、農業生産を促進すべきである。

- (八) 環境衛生要員の育成を強化する。国家建設部(85)城勞字第5号の規定に基づき標準を定め、環境衛生要員を配置し、環境衛生管理、作業員の数量を保証する。従業員の政治思想活動と職業道德教育を強化し文化、技術、職業教育、専門訓練を行う。各レベル、各形式で環境衛生人材を育成し、環境衛生要員を訓練し、環境衛生要員の素質を向上させる。

国务院の規定に基づき、建設部が本実施方法を制定した後、各省、自治区、直轄市、計画単列都市建設委員会、建設庁、省以下の環境衛生行政主管部門は再びそれぞれのレベルで環境衛生の産業政策実施方法を制定してはならない。各地は本法に照らし、実際状況に鑑み、本方法を実施する具体的計画と措置を提出し、かつ建設部に報告しなければならない。

1991年9月25日

付属文書：

都市環境衛生整備順処と重点発展方向

一．環境衛生経営管理

(一) 重点サポート方面

1．ゴミ収集運搬と処理

公共ゴミ容器を設置：住民の必要を満足させ、住民のゴミ捨での便を図り、衛生管理を容易にする。ゴミ箱・ゴミ桶は一人当たり1日0.8～1.2キロのゴミを出すものとして計算する。ゴミが最も多い季節は相応に容器の設置数量を増やす。ゴミ容器は密閉し、清潔であること。ゴミ容器置場、ゴミ建物（台）の設置は適当な間隔を置き、衛生的で見た目もよく、防塵防臭で、漏れず飛散してはならない。

廃棄物箱の設置：商業娯楽地、主に交通道路は基準通り設置する。一般道路は実際の必要に応じ設置する。廃棄物箱は見た目が良く、適切で、周囲の環境と調和すること。

都市生活廃棄物は、環境衛生部門が統一管理する。

生活ゴミ収集率は100%、必ず時間通り一掃する。

その他のゴミは定期的に、袋詰し、分別収集方式をとる。

ゴミ収集の容器化、清掃運搬作業の機械化、密閉化。

2000年までにゴミ無害化処理率約60%を達成。

生活ゴミの無害化処理は、高温による堆肥化、衛生的な埋立てを重点的に発展させ、徐々焼却技術を発展させる。病院ゴミはすべて焼却処理する。ゴミ無害化処理目標に応じて、ゴミ無害化処理場を時期を分けて建設する。ゴミ回収及び総合利用技術を開発する。

2．尿尿収集と処理

浄化槽、肥溜めの糞尿は定期的に掃除し、溢れてはならない。

2000年までに尿尿の清掃運搬は基本的に機械化、密閉化を実現する。尿尿無害化処理率は70%以上に達する。

都市の汚水処理の普及と地下污水管網が完備されるにつれて、尿尿処理は都市の汚水処理システムに組み入れられ、最終的には尿尿は下水管に排出される。

3．清掃作業

都市の道路はすべて掃除され清潔に保たねばならない。主幹道路、商業地区、文化娯楽場所、広場、駅、埠頭、飛行場等の公共の場は重点的に清潔を保たねばならない。

観光開放都市、特大都市の主要街道は掃除、散水、放水を組合せ、道路の清潔度を高め、対外開放の必要に合わせる。

道路清掃は、機械清掃と手作業を組合せ、近いうちに機械清掃を積極的に発展させる。2000年までに道路の機械清掃率40%以上を達成する。

水上作業は徐々に機械を実現し、かつ船舶ゴミ及び尿尿・汚水の収集・処置を積極的に推し進める。

(二) 制限及び禁止面

1．ゴミ・尿尿の清掃運搬方面

畜力による都市ゴミ・尿尿の運搬を制限し、人力で都市ゴミ・尿尿を担ぐことを制限する。トラクタによる都市ゴミの運搬は、特大都市、大都市では禁止し、中・小都市では制限する。

開放式でのゴミ運搬は禁止する。

2．尿尿・ゴミ処理方面

運搬条件及び処理能力を備えていない個人が一定規模の都市ゴミを輸送、処理することを禁止する。大・中都市の市区内で露天に生活ゴミを積み上げることを制限し、小都市では制限する。

未処理の尿尿を直接堆肥として用いることを徐々に禁止する。

二．インフラ建設

(一) 重点的にサポートするインフラ建設

1．都市公共場所

建設部が公布した『都市公共場所の規定と設計標準』及び『都市環境衛生施設設置標準』に照らし、都市の公衆トイレを計画的に建設する。

都市の公衆トイレの建設には「全体計画、合理的配置、改造と建設を同様に重視し、大衆の便を図り、衛生的に相応しく、水洗を主とし、排出運搬し易い」方針を貫く。部が公布した標準に則り、新しいトイレを建設し、古いトイレを改造する。トイレの設置と造型できるだけ美観に優れ上品で、衛生的に相応しいものであること。観光開発都市、開放地区、窓口地域の公衆トイレの設置は建築基準を高めること。

計画的に水なしトイレ、簡易トイレ、共同トイレを改造する。条件のある都市はトイレの水洗化を徐々に推し進める。一定量のメタンガストイレを建設する。

2．ゴミ・尿尿の清掃運搬、処理施設

中継輸送施設

ゴミ中継ステーションを建設する。人力車で収集しエンジン車に運ぶ中継輸送タイプの中継ステーションは、一般に街道毎に設置する。街道の人口2 - 2.5万人に1ヶ所設置する。小型エンジン車から大型車への中継輸送タイプの中継ステーションは、対象人口15 - 20万人毎に、1日の中継能力が150 - 250トンを標準に設置する。水上輸送するゴミ・尿尿がある条件の都市は、ごみ・尿尿中継能力に相当する埠頭を建設する。中継場所は防塵、防臭、防蝇、飛散防止、汚染防止措置があること。水運埠頭は岸边と陸上用地を相応に備えていなければならない。

計画的に粗末な、旧式の、衛生条件に合わない中継ステーション、埠頭を改造する。

尿尿中継ステーションを設置する。尿尿収集方式及び実際の必要に応じて一定数量の尿尿中継ステーションを設立する。

処理施設

ゴミ処理施設を建設する。伝統的なゴミの積上げは徐々に工場化処理へと発展させる。処理するゴミの必要及びゴミ成分の違い、都市の経済、技術、地理条件に応じ、衛生的埋立て、高温堆肥、焼却等の無害化処理場（工場）を建設し、無害化、減量化、資源化、エネルギー化の目的を達成する。これは環境衛生施設建設の重点であり、伝統的処理を改めるキーポイントである。

大都市は尿尿排出パイプライン化が実現しないうちは、尿尿無害化処理目標に照らし、都市の尿尿処理規模に相応する尿尿無害化処理場を建設し、中・小都市は尿尿メタンガス製造技術を発展させ、一定量のメタンガス製造の関連施設を建設し、メタンガス利用率を高める。

水中環境衛生作業施設

水上の環境衛生清掃及び管理任務を有する都市は、水域の環境衛生作業、管理の仕事量に応じ合理的に管理、作業船舶、水域停泊岸、陸上作業拠点を配備すること。

3．保守及びその他の施設

管理サービス業務に必要な環境衛生専用車両数に応じて計画し、駐車場を建設する。

大都市は相応する規模の環境衛生専用車両、船舶、機具修理工場と保守点検工場を建設する。

中等以上の都市は相応する規模の環境衛生教育、訓練、科学研究施設を建設する。

都市内に入る車両の洗車場を建設する。条件のある都市は車両が都市内に入るのに必要な郊外の集合場所に都市内に入る車両の洗車場を建設する。洗車場の規模と用地面積は1時間毎の流量と洗車速度で確定する。洗車場には自動洗浄装置を設置する。洗浄した汚水は近くの汚水管網に排出する。

実際の必要に応じ、監察業務に必要な交通、通信連絡、免許証提示等の設備と作業場所を配置する。

改造、建設環境衛生管理任務は相応する事務所、家屋が必要である。

清掃、運搬業務の勤務と休憩の必要を満たす建物を建設する。

地元の住民の平均居住面積と同じ従業員住宅を建設する。従業員の住宅難をできる限り解決し、環境衛生労働者の住居条件を改善する。

従業員の生産、生活に必要な食堂、浴室、医療保健、託児所、従業員の文化娯楽活動場所等の集団的生産、福利施設を建設する。条件がある都市は、環境衛生従業員の療養所を建設する。

4. 車両、設備

環境衛生輸送、清掃、圧縮等の関連機構を発展させ、完備する。

車両配置基準：原則として、町の人口の万分の2に専用車両を配置する。特大都市、大都市は都市人口の、万分の2.5の割で配備する。

1両の中型清掃車が清掃する道路面積は12万 m^2 を基準にエンジン付き清掃車両を配備する。地理的条件、道路状況、気象の特徴により作業に必要な放水車、散水車、除雪車を配備し、専用の放水栓を作る。

その他のゴミ中継設備を発展させる。